

戸籍附票システム標準仕様書 (案) 説明資料

令和4年2月24日

目次

1. 戸籍附票システム標準仕様書の全体構成（案）
2. 前回分科会後の主な仕様書修正方針
3. 住民記録システム標準仕様書と戸籍附票システム標準仕様書との構成比較（帳票章）
4. 帳票における方針の整理
5. その他継続検討事項の状況と今後の方向性

参考 | 構成員アンケート

1. 戸籍附票システム標準仕様書の全体構成（案）（1/3）

■ 前述の内容を踏まえ、全体構成案としては下記の通りとなります。

第1章 本仕様書について

- 1. 背景
- 2. 目的
- 3. 対象
- 4. 本仕様書の内容

第2章 標準化の対象範囲

第3章 機能要件

1 管理項目

- 1.1. 戸籍の附票データ
 - 1.1.1. 戸籍の附票データの管理
 - 1.1.2. 改製
 - 1.1.3. 戸籍の附票の除票の管理
 - 1.1.4. 改製不適合戸籍の附票の管理
 - 1.1.5. 空欄
 - 1.1.6. 年月日の管理
 - 1.1.7. 年月日の表示
 - 1.1.8. 在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録市区町村名
 - 1.1.9. 本籍・筆頭者
 - 1.1.10. 戸籍附票宛名番号、附票番号
 - ~~1.1.11. 支援対象者管理~~
 - ~~1.1.12. フリガナ~~
 - 1.1.13. 備考
 - 1.1.14. XE
 - 1.1.15. 支援対象者管理
 - 1.1.16. 郵便番号
 - 1.1.17. フリガナ
- 1.2. 異動履歴データ
 - 1.2.1. 異動履歴の管理
 - 1.2.2. 異動事由

- 1.3. その他の管理項目
 - 1.3.1. 入力場所・入力端末
 - 1.3.2. 住所辞書管理
 - 1.3.3. 和暦・西暦管理
 - 1.3.4. 公印管理
 - 1.3.5. 交付履歴の管理
 - 1.3.6. 認証者

2 検索・照会・操作

- 2.1. 検索
 - 2.1.1. 検索機能
 - 2.1.2. 検索文字入力
 - 2.1.3. 基本検索
- 2.2. 照会
 - 2.2.1. 異動履歴照会
 - 2.2.2. 交付履歴照会
 - 2.2.3. 文字コード照会等
 - 2.2.4. 支援対象者照会
- 2.3. 操作
 - ~~2.3.1. 処理画面~~
 - 2.3.2. キーボードのみの画面操作

改めて検討したところ、戸籍附票システムの機能としては不要であったため削除

3 抑止設定

- 3.1. 異動・交付・照会抑止
- 3.2. 支援措置

■ ……新規、移動箇所

■ ……削除箇所

1. 戸籍附票システム標準仕様書の全体構成 (案) (2/3)

- 4 異動
 - 4.0.1. 異動者
 - 4.0.2. 異動日・処理日
 - 4.0.3. 審査・決裁
 - 4.0.4. 入力確認・修正
 - 4.0.5. 一括入力
 - 4.1. 職権
 - 4.1.1. 戸籍の届出等に基づく戸籍の附票の職権記載等
 - 4.1.2. 在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録市区町村の異動
 - 4.1.3. CSから受信した戸籍の附票記載事項通知及び本籍転属通知の取込等
 - ~~4.1.4.~~ 軽微な修正
 - 4.1.45. 誤記修正
- 5 証明
 - 5.1. 証明書記載事項
 - 5.2. 同一の戸籍の附票の者の並び順
 - 5.3. 方書の記載
 - 5.4. 発行番号
 - 5.5. 公印・職名の印字
 - 5.6. 公用表示
 - 5.7. 文字溢れ対応
- 6 統計
 - 6.1. 統計
- 7 連携
 - 7.1. CS連携
 - 7.1.1. CSへの自動送信
 - 7.1.2. 整合性確認
 - 7.2. 庁内他業務連携
 - 7.2.1. 住民記録システムとの連携
 - 7.2.2. 個人番号カードによる証明書等の交付
- 8 実装してもしなくても良い機能
 - 8.1. 本人通知
 - 8.1.1. 登録管理
 - 8.1.2. 画面表示
 - 8.1.3. 通知書出力
- 9 バッチ
 - 9.1. バッチ処理
 - 9.2. 抑止対象者
- 10 共通
 - 10.1. EUC機能ほか
 - 10.2. アクセスログ管理
 - 10.3. 操作権限管理
 - 10.4. 操作権限設定
 - 10.5. ヘルプ機能
 - 10.6. 中間標準レイアウト仕様での出力
 - 10.7. 印刷
 - 10.8. CSV形式のデータの取込
 - ~~10.9.~~ マイナポータル等との接続
- 11 エラー・アラート項目
 - 11.1. エラー・アラート項目

機能及び異動事由として独立させず、「職権修正等」の異動事由に含めることとし削除

「7.2.2. 個人番号カードによる証明書等の交付」で機能担保するとし削除

1. 戸籍附票システム標準仕様書の全体構成（案）（3/3）

第4章 様式・帳票要件

20.0.1 様式・帳票全般

20.0.2 各項目の記載

20.0.3 備考欄（異動履歴）の記載

20.0.4 備考欄（異動履歴）の記載の修正

20.0.5 備考欄（戸籍の附票の編製日等）の記載

20.0.6 備考欄（その他）の記載

20.1 戸籍の附票の写し等

20.1.1 戸籍の附票の写し

20.1.2 戸籍の附票の除票の写し

20.2 その他

20.2.1 支援措置期間終了通知

20.2.2 在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の
戸籍又は戸籍の附票の変更通知書

20.3 住民基本台帳関係年報の調査様式

20.3.1 住民基本台帳関係年報の調査様式第4表及び
第5表

第5章 データ要件

30.1. データ構造

30.2. 文字

第6章 非機能要件

第7章 用語

別紙

1 業務フロー

2 ツリー図

2. 前回分科会後の主な仕様書修正方針（1/5）

- 前回（第13回分科会）で頂いたご意見を踏まえ、検討した結果と仕様書修正方針を以下に示します。

#	前回分科会で頂いた主なご意見	方針
1	<p>1.1.1 戸籍の附票データの管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 世帯主氏名の管理は不要である。 在外選挙人・投票人の登録日、抹消日は住基ネットの戸籍附票システム改造仕様書に記載されていないため整合性を取るべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 世帯主氏名は分科会意見を踏まえ削除とする。 戸籍の附票においては在外選挙人名簿及び投票人名簿の登録市区町村が管理が出来ていれば良いことから登録・抹消日、通知受領日は削除とする。 新たに「個人番号未付番者についてCSとの連携のために設定される符号」「利用者証明用電子証明書シリアル番号」「再製消除年月日（再製消除の場合）」を設ける。 除票後修正は不可である仕様書との整合性を取り、実装しない機能として「除籍となった者における項目の記載・修正・消除ができること。」を記載する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◆変更後の戸籍の附票のデータ項目 (中略)</p> <p>【戸籍の附票記載事項に当たる項目（法第17条各号及び第17条の2第1項関係）】</p> <p>(前略)</p> <p>・在外選挙人名簿登録市区町村名、登録・抹消日、通知受領日</p> <p>・在外投票人名簿登録市区町村名、登録・抹消日、通知受領日</p> <p>【戸籍の附票の除票固有の記載事項に当たる項目】</p> <p>・職権消除、改製等 (後略)</p> <p>【戸籍の附票のその他の項目】</p> <p>(前略)</p> <p>・<u>個人番号未付番者についてCSとの連携のために設定される符号</u></p> <p>(中略)</p> <p>処理日(4.0.2参照)</p> <p>(中略)</p> <p>・<u>利用者証明用電子証明書シリアル番号</u></p> <p>【戸籍の附票の除票固有のその他の項目】</p> <p>・改製消除年月日（改製消除の場合）</p> <p>・<u>再製消除年月日（再製消除の場合）</u></p> <p>【実装してもしなくても良い機能】</p> <p>戸籍の附票について、以下の項目を管理すること。</p> <p>【戸籍の附票記載事項に当たる項目】</p> <p>→世帯主氏名</p> <p>【実装しない機能】</p> <p>除籍となった者における項目の記載・修正・消除ができること。</p> </div>

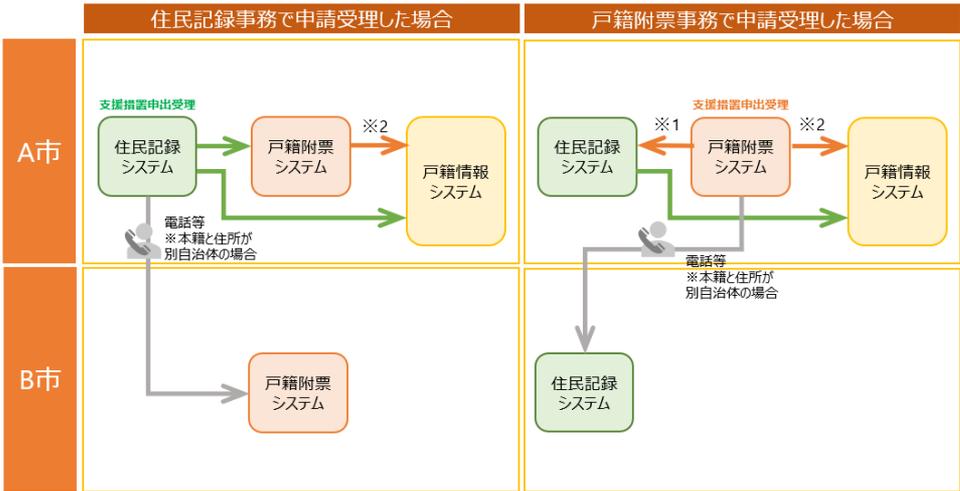
2. 前回分科会後の主な仕様書修正方針（2/5）

- 前回（第13回分科会）で頂いたご意見を踏まえ、検討した結果と仕様書修正方針を以下に示します。

#	前回分科会で頂いた主なご意見	方針		
2	<p>1.2.2 異動事由</p> <ul style="list-style-type: none"> 戸籍の附票において、国内転入や出生など詳細な事由の管理は不要である 住基ネットの戸籍附票記載事項通知の異動事由をベースとすべきではないか 現行システムにおいて設定されている異動事由は、新しい異動事由に移行しなくて良いか 	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍の届出等に係る異動事由は「戸籍の届出等による〇〇」とする。 住基ネットの戸籍附票記載事項通知の異動事由をベースとする（住基ネットより通知される異動事由は下記★にマッピングされる想定）。 軽微な修正は機能及び異動事由として独立させず、「職権修正等」に含める。 戸籍附票システムにおけるその他職権修正等の異動事由と区別するため、新たな異動事由として、職権修正等を設ける。住基ネットの戸籍附票記載事項通知により連携される住民記録システムにおける住民票に対する職権記載等、職権修正等及び職権消除等がマッピングされる異動事由を指す。 現行システムで設定されている異動事由を含め、以下の事由にマッピングすることとする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◆変更後の異動事由</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>○記載の事由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>戸籍の届出等による記載</u> ・改製（戸籍の附票における改製を指す） ・再製（戸籍の附票における再製を指す） ・異動の取消し（増） <p>○消除の事由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>戸籍の届出等による消除</u> ・改製（戸籍の附票における改製を指す） ・再製（戸籍の附票における再製を指す） ・異動の取消し（減） </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>○修正の事由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>戸籍の届出等による修正</u> ・転入等★ ・転出★ ・転居★ ・<u>職権修正等（住民票における職権記載・修正・消除等を指す）</u>★ ・誤記修正★ ・その他職権修正等 ・異動の取消し（修正）★ </td> </tr> </table> </div>	<p>○記載の事由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>戸籍の届出等による記載</u> ・改製（戸籍の附票における改製を指す） ・再製（戸籍の附票における再製を指す） ・異動の取消し（増） <p>○消除の事由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>戸籍の届出等による消除</u> ・改製（戸籍の附票における改製を指す） ・再製（戸籍の附票における再製を指す） ・異動の取消し（減） 	<p>○修正の事由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>戸籍の届出等による修正</u> ・転入等★ ・転出★ ・転居★ ・<u>職権修正等（住民票における職権記載・修正・消除等を指す）</u>★ ・誤記修正★ ・その他職権修正等 ・異動の取消し（修正）★
<p>○記載の事由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>戸籍の届出等による記載</u> ・改製（戸籍の附票における改製を指す） ・再製（戸籍の附票における再製を指す） ・異動の取消し（増） <p>○消除の事由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>戸籍の届出等による消除</u> ・改製（戸籍の附票における改製を指す） ・再製（戸籍の附票における再製を指す） ・異動の取消し（減） 	<p>○修正の事由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>戸籍の届出等による修正</u> ・転入等★ ・転出★ ・転居★ ・<u>職権修正等（住民票における職権記載・修正・消除等を指す）</u>★ ・誤記修正★ ・その他職権修正等 ・異動の取消し（修正）★ 			

2. 前回分科会後の主な仕様書修正方針（3/5）

- 前回（第13回分科会）で頂いたご意見を踏まえ、検討した結果と仕様書修正方針を以下に示します。

#	前回分科会で頂いた主なご意見	方針
3	<p>3.2 支援措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 戸籍の附票において抑止設定がされている場合、戸籍情報システムへアラートする機能が必要である。 住民記録システムから戸籍附票システムへ連携し、その後戸籍情報システムへ連携されると認識している。 一元管理とし、管理主体を明確にするべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍附票システム仕様書としては、下記仕様を盛り込む。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 戸籍附票事務で申請を受理した支援措置情報を住民記録システムへ連携する仕様（下記図※1の連携が該当） ✓ 住民記録事務で申請受理した支援措置情報も含め、戸籍情報システムへ支援措置情報を連携する仕様（下記図※2の連携が該当） <p style="text-align: center;">支援措置情報連携方針</p>  <p> → 戸籍附票システムからの情報連携の流れ → 住民記録システムからの情報連携の流れ → システム外の流れ </p> <p> <small>※1 戸籍附票システムから同一庁内住民記録システムへの支援措置情報の連携は、戸籍附票システム標準仕様書案「3.2 支援措置」にて定義「戸籍附票事務として支援措置の申出を受けた際、住所地と本籍地が同一市区町村である場合は、戸籍附票システムから住民記録システムへ連携できること。」</small> <small>※2 戸籍附票システムから同一庁内戸籍情報システムへの支援措置情報の連携は、戸籍附票システム標準仕様書案「3.2 支援措置」にて定義「戸籍附票システムから戸籍情報システムへ支援措置情報を連携できること。」</small> </p>

2. 前回分科会後の主な仕様書修正方針（4/5）

- 前回（第13回分科会）で時点で保留としていた事項について、検討した結果と方針を以下に示します。

#	前回保留としていた事項	方針	戸籍附票システム標準仕様書案
1	戸籍情報システムとシステム構成を共有する機能	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍情報システムとシステム構成を共有することを許容する項目を明記する。 	<p>【戸籍情報システムとシステム構成を共有することを許容する項目】</p> <p>第4章 機能要件</p> <p>1.1.5 空欄</p> <p>1.1.6 年月日管理</p> <p>1.1.7 年月日の表示</p> <p>1.1.9 本籍・筆頭者</p> <p>1.1.15 フリガナ</p> <p>1.3.1 入力場所・入力端末</p> <p>1.3.2 住所辞書管理</p> <p>1.3.3 和暦・西暦管理</p> <p>1.3.4 公印管理</p> <p>1.3.5 交付履歴の管理</p> <p>1.3.6 認証者</p> <p>2.1.1 検索機能</p> <p>2.1.2 検索文字入力</p> <p>2.2.1 異動履歴照会</p> <p>2.2.2 交付履歴照会</p> <p>2.2.3 文字コード照会等</p> <p>2.3.1 キーボードのみの画面操作</p> <p>3.1 異動・発行・照会抑止</p> <p>5.5 公印・職名の印字</p> <p>5.6 公用表示</p> <p>5.7 文字溢れ対応</p> <p>10.2 アクセスログ管理</p> <p>10.3 操作権限管理</p> <p>10.4 操作権限設定</p> <p>10.5 ヘルプ機能</p> <p>10.7 印刷</p> <p>30.2 文字</p> <p>第6章 非機能要件</p>
2	戸籍附票宛名番号、附票番号の定義	<ul style="list-style-type: none"> 番号は重複せず自動付番する仕様とする。 戸籍情報システムで扱っている、戸籍個人番号、戸籍番号と紐づけることとする。 	<p>1.1.10 戸籍附票宛名番号、附票番号</p> <p>戸籍附票宛名番号、附票番号は、自動付番できること。</p> <p>戸籍附票宛名番号と附票番号は、それぞれ戸籍情報システムで管理されている戸籍個人番号、戸籍番号と紐づけて管理することができること。</p> <p>同一自治体内で番号が重複しないようにすること。</p> <p>指定都市においては、行政区ごとに番号を管理し、区間転籍の際には新規付番すること。</p>

2. 前回分科会後の主な仕様書修正方針（5/5）

- 前回（第13回分科会）で時点で保留としていた事項について、検討した結果と方針を以下に示します。

#	前回保留としていた事項	方針	戸籍附票システム標準仕様書案																		
3	エラー・アラート項目	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍附票システムにおいて必要なエラー・アラート項目を定める。 戸籍情報システムのエラー・アラート機能のうち、戸籍附票システムにおいても該当する項目についてはそれに準拠することとする。 	<p>11.1 エラー・アラート項目</p> <p>◆エラー項目（一部）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>エラー番号</th> <th>エラー項目</th> <th>（参考）表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す</th> <th>関係する機能要件番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>戸籍附票システム内のデータにおいて、住民票コードが一致する者がいた場合</td> <td>既に登録されています。</td> <td>1.1.1</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>除籍者について内容の変更をする場合</td> <td>除籍者については情報の変更ができません。誤記等が判明した場合は備考欄に追記してください。</td> <td>1.1.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆エラーの考え方・理由（一部）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>エラー番号</th> <th>エラーとした考え方・理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>戸籍附票システム内のデータに住民票コードが一致する者がいた場合は入力ミスであると考えられるため。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>除籍者については、戸籍の附票の除票と同様内容の修正は実施できないことから、エラー項目とする。</td> </tr> </tbody> </table>	エラー番号	エラー項目	（参考）表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号	1	戸籍附票システム内のデータにおいて、住民票コードが一致する者がいた場合	既に登録されています。	1.1.1	2	除籍者について内容の変更をする場合	除籍者については情報の変更ができません。誤記等が判明した場合は備考欄に追記してください。	1.1.1	エラー番号	エラーとした考え方・理由	1	戸籍附票システム内のデータに住民票コードが一致する者がいた場合は入力ミスであると考えられるため。	2	除籍者については、戸籍の附票の除票と同様内容の修正は実施できないことから、エラー項目とする。
エラー番号	エラー項目	（参考）表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する機能要件番号																		
1	戸籍附票システム内のデータにおいて、住民票コードが一致する者がいた場合	既に登録されています。	1.1.1																		
2	除籍者について内容の変更をする場合	除籍者については情報の変更ができません。誤記等が判明した場合は備考欄に追記してください。	1.1.1																		
エラー番号	エラーとした考え方・理由																				
1	戸籍附票システム内のデータに住民票コードが一致する者がいた場合は入力ミスであると考えられるため。																				
2	除籍者については、戸籍の附票の除票と同様内容の修正は実施できないことから、エラー項目とする。																				

3. 住民記録システム標準仕様書と戸籍附票システム標準仕様書との構成比較（帳票章）

■ 第4章 様式・帳票要件においては、住民記録システム標準仕様書を参考に作成をしております。

住民記録システム		戸籍附票システム		
章	項目	記載有無	項目	記載無し理由
第4章 様式・帳票要件 ※住民記録システム標準仕様書では第5章	20.0.1 様式・帳票全般	○	20.0.1 様式・帳票全般	—
	20.0.2 各項目の記載	○	20.0.2 各項目の記載	—
	20.0.3 異動履歴の記載	○	20.0.3 備考欄（異動履歴）の記載	—
	20.0.4 異動履歴の記載の修正	○	20.0.4 備考欄（異動履歴）の記載の修正	—
	—	★	20.0.5 備考欄（戸籍の附票の編製日）の記載	—
	20.0.5 備考の記載	○	20.0.6 備考欄（その他）の記載	—
	20.1.1 住民票の写し	○	20.1.1 戸籍の附票の写し	—
	20.1.2 住民票記載事項証明書・住民票除票記載事項証明書	×	—	戸籍の附票の部分証明（行政証明）については法的根拠のある帳票でないため、実装してもしなくても良い機能として定義
	20.1.3 住民票の写し（世帯連記式）	×	—	20.1.1にて全部証明について規定しているため
	20.1.4 住民票の除票の写し	○	20.1.2 戸籍の附票の除票の写し	—
	（中略）	—	—	—
	20.5.1 支援措置期間終了通知	○	20.2.1 支援措置期間終了通知	—
	—	★	20.2.2 在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更通知書	—
	（中略）	—	—	—
	20.6.1 住民基本台帳関係年報の調査様式第1表、第1の2表及び第1の3表	○	20.3.1 住民基本台帳関係年報の調査様式第4表及び第5表	—

【凡例】○：住基と同等の項目が存在している。×：存在していない。★：独自の項目が設けられている。

4. 帳票における方針の整理

4-1. その他論点 (1/2)

- その他の論点について、本分科会の方でご意見をいただければと思います。

#	論点	方針
1	<p>戸籍の附票の写し（戸籍の附票の除票の写しも含む）について、法定事項以外で表示する以下の事項について、原則省略とするか。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 編成日、改製日、再製日・ 異動履歴（異動日、異動事由、異動項目等）・ （戸籍の附票の除票について）除票になった日以降に生じた誤記修正	<p>原則省略とし、特別な請求があった場合には提示する。</p>
2	<p>戸籍の附票の写しの<u>個人証明</u>について、実装すべき機能とするか。 ※戸籍の附票の写しを交付する際に、当該附票に記載された者について、個人単位で表示又は非表示を選択の上で交付する証明書</p>	<p>法令上戸籍の附票の写しの範囲と認められることや、構成員アンケートの結果を踏まえ、【実装すべき機能】とする。</p>
3	<p>戸籍の附票の<u>部分証明</u>（行政証明）について、実装すべき機能とするか。 ※戸籍の附票の写しであれば記載される証明事項のうち、記載項目単位で表示又は非表示（省略）を行った上で交付する証明書</p>	<p>男女の別の記載を省略した戸籍の附票の記載事項の証明が必要な場合などの今後の住民のニーズが想定されるものの、構成員アンケートを踏まえると現時点では多くの自治体において使用されていないと想定されることから、【実装してもしなくても良い機能】とする。</p>

4. 帳票における方針の整理

4-1. その他論点 (2/2)

- その他の論点について、本分科会の場でご意見をいただければと思います。

#	論点	方針
4	在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更通知書について、実装すべき機能とするか。	構成員アンケートの結果を踏まえ、 【実装すべき機能】 とする。 なお、 <u>戸籍附票システムから出力する当該通知書については、国内住所地の追加等の戸籍の附票に起因する異動が発生した場合を想定している。</u>
5	その他行政証明書について、実装すべき機能とするか。 ※戸籍の附票の写しの全部証明と個人証明・戸籍の附票の部分証明（行政証明）以外の証明書	構成員アンケートを踏まえ、 【実装しない機能】 とする。
6	統計機能としては「住民基本台帳関係年表」の調査項目に必要な統計機能を有していることを、実装すべき機能とするか。	構成員アンケートの結果を踏まえ、 【実装すべき機能】 とする。 ただし、その他月次統計資料などについても一部自治体から要望があったため、EUCで出力できることとする。 ※EUC機能については法務省とも協議の上方針決定とする。

4. 帳票における方針の整理

4-2. 帳票 | 戸籍の附票の写し

■ 戸籍の附票の写しのポイントについて以下に示します。

		全 部 証 明
本 籍	籍	(省略)
氏 名	名	(省略)
附 票 に 記 載 さ れ て い る 者	氏名	齊藤 太郎
	【生年月日】	昭和40年5月10日 【性別】男
	【住民票コード】	(省略)
	【在外選挙人名簿登録市町村名】	(省略)
	【住所】	アメリカ合衆国
	【住 定 日】	平成28年5月6日
附 票 に 記 載 さ れ て い る 者	氏名	齋藤 春子
	【住所】	東京都千代田区永田町一丁目11番39号
	【住 定 日】	平成15年4月6日
	【住所】	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号 トップビル霞が関203
	【住 定 日】	平成7年9月16日
	【住所】	東京都千代田区霞が関三丁目1番2号 総務荘105号室
【住 定 日】	平成2年6月20日	
備考	以下余白	

■ ポイント#1

- ・全部証明の場合は同一戸籍の者すべてを記載すること。
- ・個人証明の場合は対象となる者を記載すること。複数の個人を記載することも許容する。

■ ポイント#2

- ・特別な請求がない限り、戸籍の表示（本籍・筆頭者）・住民票コード・在外選挙人名簿登録市町村名については省略すること。

■ ポイント#3

- ・住所の履歴のうち、最新の履歴を除くものについては取り消し線を付けること。長音等に重ならないように上下中央からずらして記載すること。

■ ポイント#4

- ・除籍となった者については除籍となった旨を記載すること

■ ポイント#5

- ・記載すべきものがない項目（国内在住者における「在外選挙人名簿登録市町村名」、デジタル手続法第9号施行日前に除籍となった者における「性別」及び「生年月日」、同法第10号施行日前に除籍となった者における「住民票コード」など）については項目名及び項目内容を記載せず、上詰めて表示すること。

■ ポイント#6

- ・特別な請求がない限り、備考は省略すること。

20210806 千代田区 本庁1 プリント001 011 1/1

この写しは、戸籍の附票の原本と相違ないことを証明する。

令和3年8月6日

東京都千代田区長

鈴木 一夫

印

4. 帳票における方針の整理

4-3. 帳票 | 戸籍の附票の除票の写し

■ 戸籍の附票の除票の写しのポイントについて以下に示します。

除 票		全 部 証 明
本 籍	(省略)	
氏 名	(省略)	
附票に記載されている者	氏名] 齊藤 太郎	
	[生年月日] 昭和40年5月10日 (性別) 男	
除 籍	住民票コード (省略)	
	在外選挙人名簿登録市町村名 (省略)	
	[住 所] アメリカ合衆国	
	[住 定 日] 平成28年5月6日	
	[住 所] 東京都千代田区永田町一丁目11番39号	
	[住 定 日] 平成15年4月6日	
	[住 所] 東京都千代田区霞が関三丁目1番1号 トップビル霞が関203	
	[住 定 日] 平成7年9月16日	
	[住 所] 東京都千代田区霞が関三丁目1番2号 総務社105号室	
	[住 定 日] 平成2年6月20日	
附票に記載されている者	氏名] 齋藤 春子	
	[住 所] 東京都千代田区永田町一丁目11番39号	
	[住 定 日] 平成15年4月6日	
	[住 所] 東京都千代田区霞が関三丁目1番1号 トップビル霞が関203	
	[住 定 日] 平成7年9月16日	
	[住 所] 東京都千代田区霞が関三丁目1番2号 総務社105号室	
	[住 定 日] 平成2年6月20日	
■除票となった旨及び日付 :令和6年8月22日異動 職権消除) 令和6年8月22日職権)		
備考]		
以下余白)		

■ ポイント#1

・除票となった場合は左上に「除票」と記載すること。

■ ポイント#2

・除票となった場合は附票に記載されている者についてすべて「除籍」と記載すること。

■ ポイント#3

・除票となった場合は備考欄の上に除票になった旨及び日付を記載すること。

20210806 千代田区 本庁1 プリント001 011 1/1

この写しは、戸籍の附票の除票の原本と相違ないことを証明する。

令和3年8月6日

東京都千代田区長 鈴木 一夫



4. 帳票における方針の整理

4-4. 帳票 | 備考欄の記載方法

■ 備考欄について特別な請求があった場合、下記のように記載します。(例：戸籍の附票の除票の写しの備考欄)

備考]

■異動履歴

氏名:齊藤 太郎

令和 6年 8月 22日異動 戸籍の届出による消除) (令和 6年 8月 22日職権)

平成 28年 5月 6日異動 (その他職権記載等) (平成 28年 5月 6日職権)

異動項目 :在外選挙人名簿登録市町村

異動前 :登録なし

異動後 :青森県青森市

平成 28年 5月 6日異動 (転出) (平成 28年 5月 4日職権)

異動項目 :住所

異動前 :東京都千代田区永田町一丁目 11番 39号

異動後 :アメリカ合衆国

平成 18年 11月 20日異動 戸籍の届出による修正) (平成 18年 11月 20日職権)

異動項目 :氏名

異動前 :齊藤 太郎

異動後 :齊藤 太郎

平成 2年 6月 20日異動 戸籍の届出による記載) (平成 2年 6月 20日職権)

■戸籍の附票の編製日 :平成 2年 6月 20日

■その他

誤記判明年月日 :令和 3年 4月 8日

誤記判明理由 :申出

誤記対象者 :齊藤 太郎

誤記等の箇所 :氏名

正しい記載 :齊藤 太郎

以下余白)

■ポイント#1

- ・異動履歴を記載するかどうかを選択でき、記載することを選択した場合は、ここに示したように、対象者の氏名、異動日ごと、異動項目ごとに構造化し、異動前後がわかるように記載する。
- ・異動履歴単位の中で改ページ等が行われないようにすること。

■ポイント#2

- ・附票の除票は除票となった時点の情報を正確かつ確実に記録しておくことが必要であることから、除票の記載事項は修正しない。そのため、異動履歴としては記載せず、「■その他」項目に記載すること。

4. 帳票における方針の整理

4-5. 帳票 | 在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更通知書

- 在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更通知書のポイントについて以下に示します。

000- 0000 青森県青森市 1- 2- 3 ●●●役所 選挙管理委員会	下記のとおり 異動がありましたので通知いたします。 令和 3年 12月 8日 東京都千代田区長 鈴木 一夫	印
--	---	---

在外選挙人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更等について (通知)

■ ポイント#1

- ・在外投票人名簿登録者について戸籍の附票の変更通知を実施する場合は「選挙人」を「投票人」に書き換えて出力すること。

事件名	転入等	事件発生日	令和 3年 8月 23日		
1	氏名	旧	サイトウ タロウ 斉藤 太郎	生年月日	旧 昭和 40年 5月 10日 新 ***
		新	*** ***	性別	旧 男 新 ***
	住所	旧	アメリカ合衆国		
		新	東京都千代田区永田町一丁目 11番 39号		
本籍	旧	東京都千代田区霞が関二丁目 1番			
	新	***			

■ ポイント#2

- ・同一市区町村への送付については別の戸籍の者であっても同一帳票に記載することを許容する。
- ・同一市区町村へ送付する対象者について、3名以上存在する場合であっても、2頁以降を同一レイアウトを使用することを想定。

事件名	転入等	事件発生日	令和 3年 8月 23日		
2	氏名	旧	タナカ ナツコ 田中 夏子	生年月日	旧 平成 2年 12月 1日 新 ***
		新	*** ***	性別	旧 女 新 ***
	住所	旧	カナダ		
		新	東京都千代田区霞が関三丁目 1番 1号		
本籍	旧	東京都千代田区霞が関三丁目 1番			
	新	***			

■ ポイント#3

- ・記載すべきものがない項目においては「***」と表示すること。

問い合わせ先

〒 102- 8688 東京都千代田区九段南 1- 2- 1
TEL 03- 0000- 0000 (内線 1234)

千代田区役所本庁
担当者 市民課戸籍係

5. その他継続検討事項の状況と今後の方向性

- 前回提示した継続検討事項について、下記の通り現時点での状況と今後の方向性を示しています。

	継続検討事項	状況と今後の方向性
1	戸籍情報システムの発行抑止のため、戸籍附票システムから支援措置対象者情報の連携について	<ul style="list-style-type: none">• 戸籍附票システムから戸籍情報システムへ支援措置情報の連携及びアラートの機能を戸籍附票システム標準仕様書に定義する。
2	戸籍附票システムにおいて使用される文字について	<ul style="list-style-type: none">• 現在法務省で実施中の整備事業における、全国市区町村の戸籍正本の情報が送信された後の、今後の文字の方向性の検討結果を踏まえ、戸籍附票システムとしてもその方向性に準ずる。
3	改製不適合戸籍の附票について	<ul style="list-style-type: none">• 法務省の検討状況を踏まえ継続検討中となるが、現時点での戸籍附票システムにおける改製不適合戸籍の附票としては、イメージデータ保持と附票本人確認情報の通知を行うためにテキストデータを保持する方針で調整中。
4	戸籍情報システムとシステム構成を共有する機能	<ul style="list-style-type: none">• 戸籍附票システム標準仕様書で定義する。• 具体的な内容については法務省と引き続き協議を進めていく。
5	戸籍附票システムにおけるEUC機能の扱い	<ul style="list-style-type: none">• 戸籍附票システム標準仕様書で定義する。• 具体的な内容については法務省と引き続き協議を進めていく。

参考 | 構成員アンケート (1/3)

■ 構成員の皆様よりいただいた回答は下記に示すとおりとなります。

#	分類	質問大項目	標準仕様書 策定方針案・補足	賛成	反対	その他	反対等のご意見	
1	帳票	附票の写しの法定事項以外の事項に関する方針案	<ul style="list-style-type: none"> ・附票の写し（附票の除票の写しも含む）について、法定事項（住基法第17条各号及び法第17条の2第1項）以外で表示する事項は以下の事項とし、これらは特別な請求等があった場合に表示することとする。 <ul style="list-style-type: none"> -編成日・改製日、再製日 -異動履歴（異動日、異動事由、異動項目等） -（附票の除票について）除票になった日以降に生じた誤記修正 	編製日・改製日 再製日	10	4	0	<ul style="list-style-type: none"> ・記載対象期間を知るため ・附票の前後関係、戸籍との対応関係を知るため
			<ul style="list-style-type: none"> （補足） ・異動履歴については、「住民記録システム標準仕様書20.0.3異動履歴」の記載に準じた記載とすることを想定 	異動履歴	11	2	1	<ul style="list-style-type: none"> ・職権修正等の変更に気づかない可能性があるため
			<ul style="list-style-type: none"> ・附票の除票は除票となった時点の情報を正確かつ確実に記録しておくことが必要であることから、除票の記載事項は修正しないこととし、万が一、誤記が判明した場合は備考欄に誤記である旨と正しい記載等を入力する 	除票の誤記修正	10	4	1	<ul style="list-style-type: none"> ・修正が表示された方がわかりやすいため
2	帳票	附票の写しの個人証明に関する方針案	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンダ、自治体の運用状況を踏まえ、【実装すべき機能】として帳票レイアウトまで定義する。 					
			<ul style="list-style-type: none"> （補足） ・個人証明とは附票の写しを交付する際に、当該附票に記載された者について、個人単位で表示又は非表示を選択の上で交付する証明書を指す。 ・利用用途の事例としては、廃車や名義変更の場合など個人の申請が主となるときや、DV等の理由により個人単位で表示としたい場合など 	15	0	0	-	

参考 | 構成員アンケート (2/3)

■ 構成員の皆様よりいただいた回答は下記に示すとおりとなります。

#	分類	質問大項目	標準仕様書 策定方針案・補足	賛成	反対	その他	反対等のご意見
3	帳票	附票の部分証明（行政証明）に関する方針案	<ul style="list-style-type: none"> ・【実装してもしなくても良い機能】として帳票名のみ定義し、レイアウトは定義しない。 ・部分証明については法定事項ではなく、自治体が独自で実施する行政証明にあたり、現在利用している団体はほとんど無いと想定されるが、デジタル手続法により附票の写しの証明書への印字項目が増えたことを始め、今後より住民からの印字項目に対するニーズに柔軟に対応するため、【実装してもしなくても良い機能】として定義する。 <p>（補足）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部分証明とは、附票の写しであれば記載される証明事項のうち、記載項目単位で表示又は非表示（省略）を行った上で交付する証明書を指す。 ・利用用途の想定としては、LGBTQに関係して、男女の別の記載を省略した戸籍の附票の記載事項の証明が必要な場合など、住民のニーズに対応することを想定。 	12	0	3	<ul style="list-style-type: none"> ・性別非表示のニーズが想定されるため実装すべき機能とすべき ・法整備が見込まれるのであれば実装すべき機能とすべき
4	帳票	在外選挙人及び在外投票人名簿登録者の戸籍の変更通知書に関する方針案	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンダ、自治体の運用状況を踏まえ、【実装すべき機能】として帳票レイアウトまで定義する。 <p>（補足）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在外選挙人名簿登録市町村名は戸籍の附票に記載されていること、また、国外からの転入による選挙人名簿の削除は、住所情報がないと把握できないことなどから、「在外選挙人及び在外投票人名簿登録者の戸籍の変更通知書」は、戸籍附票システム標準仕様書で取扱う。 ・なお、戸籍の届出（死亡届、転籍届等）や職権記載等による在外選挙人名簿等の修正等も存在するため、戸籍附票システムにおいて、戸籍情報システムからどのような情報の連携を受ける必要があるか、整理する。 	15	0	0	-

参考 | 構成員アンケート (3/3)

■ 構成員の皆様よりいただいた回答は下記に示すとおりとなります。

#	分類	質問大項目	標準仕様書 策定方針案・補足	賛成	反対	その他	反対等のご意見
5	帳票	その他行政証明書の 方針案	<p>・附票の写しの全部証明と個人証明・部分証明以外の証明書は【実装しない機能】とする。</p> <p>・理由として、標準化後の運用において、戸籍附票システムより出力が必要と想定される帳票の該当は他に無いと考えられるため。</p> <p>(補足)</p> <p>・現在廃棄証明書など発行している団体も存在しているを確認していますが、該当帳票は、過去に除票後5年で附票を廃棄するとなっていた際に利用していたと想定する。</p> <p>150年保存となった現在においては活用がほぼ無いと想定され、利用がかなり限定される帳票であることから標準帳票と規定しないこととする。</p>	11	2	2	<p>・相続手続等の使用ニーズが想定されるため実装すべき機能又は実装しなくても良い機能とすべき</p>
6	機能	統計機能に係る方針案	<p>・統計機能としては「住民基本台帳関係年表」の調査項目に必要な統計機能を有していることを機能とする。</p>	15	0	0	—